

平成22年度執行議員選挙選任の概要

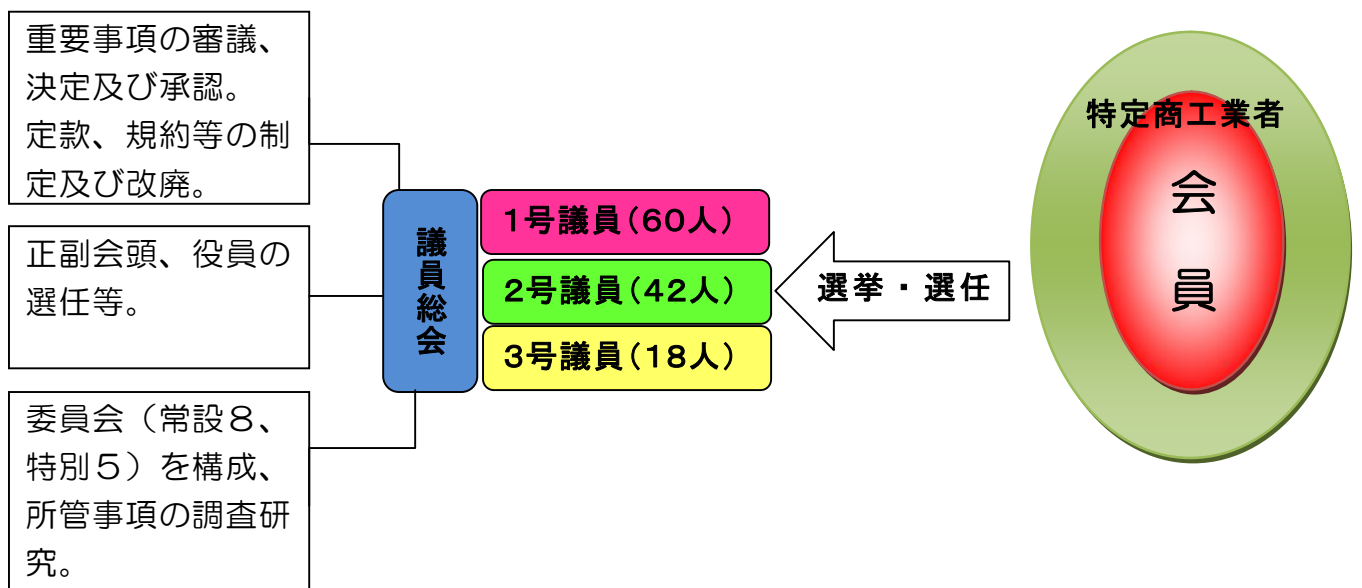
商工会議所の議員は、会員の代表として選ばれ、商工会議所の運営に直接参画し、各種事業の推進役として商工業の発展と地域の活性化に貢献していただく重要な役割をもっています。

その議員の任期が平成22年10月31日をもって満了するため、「福山商工会議所議員選挙選任規約」に基づき選挙選任を行います。

1. 議員の構成、役割、任期

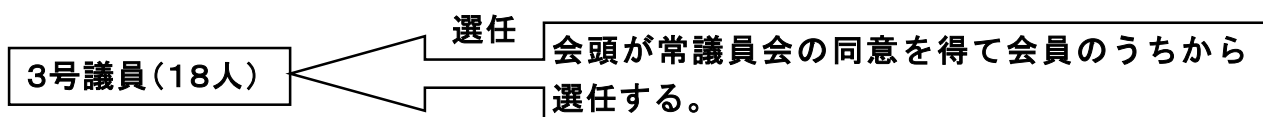
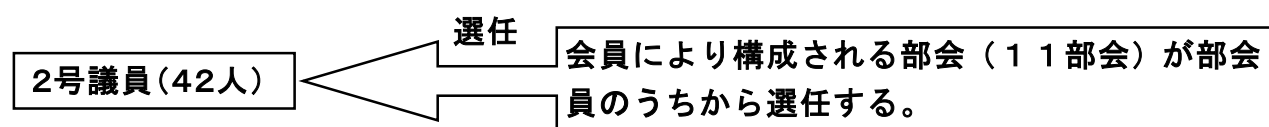
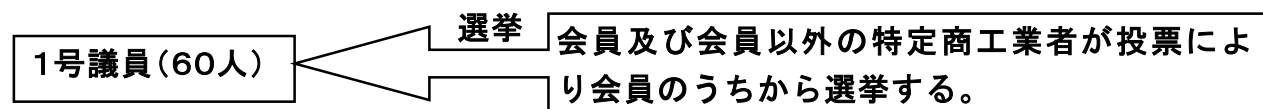
- (1) 議員定数は120人で、1号議員(60人)、2号議員(42人)、3号議員(18人)によって構成されています。
- (2) 当所の最高意思決定機関である議員総会の構成員として、当所の運営に必要な重要事項の審議・決定や承認にあたります。
- (3) 定款並びに重要な規約の制定及び改廃にあたります。
- (4) 会頭をはじめとした役員を選任を行います。また、自らも役員に選任される権利があります。
- (5) 委員会を構成し、その委員会の所管事項について調査研究にあたります。
- (6) 任期は3年です。

今回選出される議員の任期は平成22年11月1日から平成25年10月31日までとなります。



2. 議員の選出方法と定数

当所の議員定数は120人で、1号議員（60人）、2号議員（42人）、3号議員（18人）によって構成され、それぞれ会員（特別会員を除く。以下同じ）のうちから選出されます。



《 選挙権 》

会員及び会員以外の特定商工業者で、平成22年9月10日（金）午後5時まで（以下、「所定期日」という。）に、平成22年度の会費又は特定商工業者負担金を納入した者に選挙権は与えられます。また、特別会員には選挙権はありません。

《 被選挙権 》

議員に選出される資格は、会員のみが有しており、所定期日までに平成22年度の会費を納入してはいけません。また、特別会員及び会員以外の特定商工業者には被選挙権はありません。

以上、議員は3つの方法で選出されますが、当選後の議員の権限等に差異はありません。これらの議員をもって議員総会を構成し、議員としての職務を行います。

3. 1号議員の選挙 - 定数60

1号議員は、会員（特別会員を除く、以下同じ。）及び会員以外の特定商工業者が投票により会員のうちから選挙します。

選挙は、「福山商工会議所議員選挙選任規約」に基づいた日程により実施されます。

《選挙人の資格》

会員：所定期日までに会費を納入した者。ただし、特別会員には選挙権はありません。

特定商工業者：所定期日までに負担金（2,000円）を納入した者。

選挙権の個数：選挙権個数は会費口数に応じ、別表のとおりとなります。また、会員以外の特定商工業者は1個の選挙権を有します。選挙権は、1人又は複数の代理人に委任することができます。

《1号議員への立候補》

資格：選挙権を持つ会員に限ります。

受付：平成22年10月5日（火）から10月18日（月）までに「立候補届」を選挙長（専務理事）に提出してください。（2号議員、3号議員に選任され就任を承諾した場合は、1号議員に立候補できません。）

辞退：立候補した者が立候補を辞退するときは、平成22年10月5日（金）から10月22日（金）までに「立候補辞退届」を選挙長に提出してください。

※「立候補届」は、平成22年9月1日（水）より、当所総務課で交付いたします。

《選挙》

1号議員の立候補者数が定数（60人）を上回った場合、選挙が実施されます。

投票日：平成22年10月25日（月）

場 所：福山商工会議所

《当選》

当選人は、1号議員立候補者のうちから、有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長が抽選で当選人を定めます。1号議員立候補者が、1号議員の定数（60人）を超えないとき、または超えなくなったときは、選挙長は直ちにその旨を公告し、併せて選挙会を開き、候補者をもって当選人と定めます。

4. 2号議員の選任 - 定数42

2号議員は、各部会により部会員のうちから選任します。

《選任を行う部会》

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 小売商業部会 | (2) 卸売商業部会 |
| (3) 機械金属工業部会 | (4) 繊維工業部会 |
| (5) 食品工業部会 | (6) 木材・伝統産業部会 |
| (7) 一般工業部会 | (8) 建設業部会 |
| (9) 金融業部会 | (10) 運輸・通信業部会 |
| (11) 観光・サービス業部会 | |

《選任・被選任の資格》

所定期日までに会費を納めた会員（特別会員を除く、以下同じ。）に限ります。

《選任》

期日：平成22年9月30日（木）、10月1日（金）及び4日（月）

場所：福山商工会議所

方法：部会を開催し出席者のなかから詮衡委員を選任、その詮衡委員によりそれぞれの部会に割り当てられた数の2号議員を選任します。

定数の割当：2号議員の各部会に対する割当定数は、各部会の部会員数と会費口数をもとに、常議員会の議を経て定めます。

※8月上旬に会員に対し、所属部会の確認を行います。所属部会の変更を希望される方は9月10日（金）までに、お申し出下さい。

5. 3号議員の選任 - 定数18

3号議員は、会員（特別会員を除く、以下同じ。）のうちから、会頭が常議員会の同意を得て選任します。

《被選任の資格》

所定期日までに会費を納めた会員に限ります。

《選任》

期日：平成22年9月24日（金）

6. 役員を選任

新たに選出された議員の任期開始後（平成22年11月1日以後）議員総会を開催し、会頭1人、副会頭4人、専務理事1人、常議員40人、監事3人の役員を選任します。（他に理事を3人以内置くことができます。）

役員任期は、平成22年11月1日から平成25年10月31日までですが、後任者が就任するまでは、任期終了後も引き続きその任務を行います。

【議員選挙選任日程】

期 日	事 項
9月10日(金)	会員加入締切(常議員会開催) ※午後5時までに会員は会費、特定商工業者は負担金(2,000円)を納めた者でなければ選挙権はありません。
9月16日(木) ～18日(土)	選挙人名簿縦覧 ※縦覧者の資格は、会員または会員以外の特定商工業者。
9月22日(水)	選挙人名簿確定

(1号議員)

期 日	事 項
9月1日(水)	立候補届交付開始
10月5日(火)	選挙公告 立候補受付開始 (推薦も含む) 入場券引換証発送
10月8日(金)	「入場券」引換開始
10月18日(月)	立候補届受付締切
10月19日(火)	「入場券」引換締切
10月22日(金)	立候補辞退届締切
10月25日(月)	投票
10月26日(火)	選挙会
10月29日(金)	1号議員当選確定

(2号議員)

期 日	事 項
9月10日(金)	2号議員選任のための所属部会確認締切
9月24日(金)	部会別定数決定(常議員会開催)
9月30日(木)、 10月1日(金)、 10月4日(月)	各部会開催(2号議員選任) ※詮衡委員を選任し、その部会に割り当てられた定数を詮衡委員会において選任する。
10月8日(金)	2号議員確定

(3号議員)

期 日	事 項
9月24日(金)	3号議員選任(常議員会開催)
9月29日(水)	3号議員確定

《選挙権数》

会費口数	選挙権数	会費口数	選挙権数	会費口数	選挙権数	会費口数	選挙権数	会費口数	選挙権数
1	2	12～13	12	50～54	22	100～104	32	150～154	42
2	3	14～15	13	55～59	23	105～109	33	155～159	43
3	4	16～17	14	60～64	24	110～114	34	160～164	44
4	5	18～19	15	65～69	25	115～119	35	165～169	45
5	6	20～24	16	70～74	26	120～124	36	170～174	46
6	7	25～29	17	75～79	27	125～129	37	175～179	47
7	8	30～34	18	80～84	28	130～134	38	180～184	48
8	9	35～39	19	85～89	29	135～139	39	185～189	49
9	10	40～44	20	90～94	30	140～144	40	190以上	50
10～11	11	45～49	21	95～99	31	145～149	41		

議員選挙選任に関するお問い合わせ先

福山商工会議所 総務部総務課 TEL: 084-921-2345